

第2期柏市障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

柏 市

はじめに

平成18年度、障害者自立支援法が施行されたことを機会に、柏市では、第2期障害者基本計画の見直しに合わせ、第1期障害福祉計画を包含する『ノーマライゼーションかしわプラン』を策定いたしました。このプランは、障害福祉サービスなどの生活支援を中心に、就労、情報提供、権利擁護、教育、医療、バリアフリーなど広範な施策を盛り込んだ障害者施策の部門別計画にあたります。

障害者自立支援法では、市町村に対して障害福祉サービスを提供するという第一義的な役割が求められており、サービス提供の数値目標、見込量を障害福祉計画として策定することとされております。平成18年度から20年度までを計画期間とする第1期障害福祉計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、平成23年度を目標において、各年度におけるサービス量を見込み、必要なサービスがすべての障害者に提供されるようサービスの確保に努めてきました。

このほど、新サービス体系への移行期間の後半に向けて、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、これらを踏まえたサービスの基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、第2期障害者基本計画と調和を保ちながら、第2期障害福祉計画を策定いたしました。第2期障害福祉計画は、基本的には第1期福祉計画の数値目標の考え方を踏襲しながら、サービス利用の実績などを踏まえつつ、新体系における事業の定着や地域生活の実現、就労による自立などの課題に対応するものいたしました。計画の策定にあたりましては、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において、貴重なご意見を重ねて頂戴することができました。

これからも、絶えず福祉現場の把握に努めるとともに、事業の実施状況や福祉を取り巻く環境の変化を踏まえた措置を講じることにより、障害者の自立支援に向けた取り組みを続けてまいります。また、来る平成21年度は、国の施策の方向性を見据えながら、幅広い市民参加の機会を設けて、第2期柏市障害者基本計画の見直しを予定しております。今後も、計画に掲げている事業を実現していくため、関係各方面のかたと協働して進めていきたいと思っておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

柏市長 本多 晃

目 次

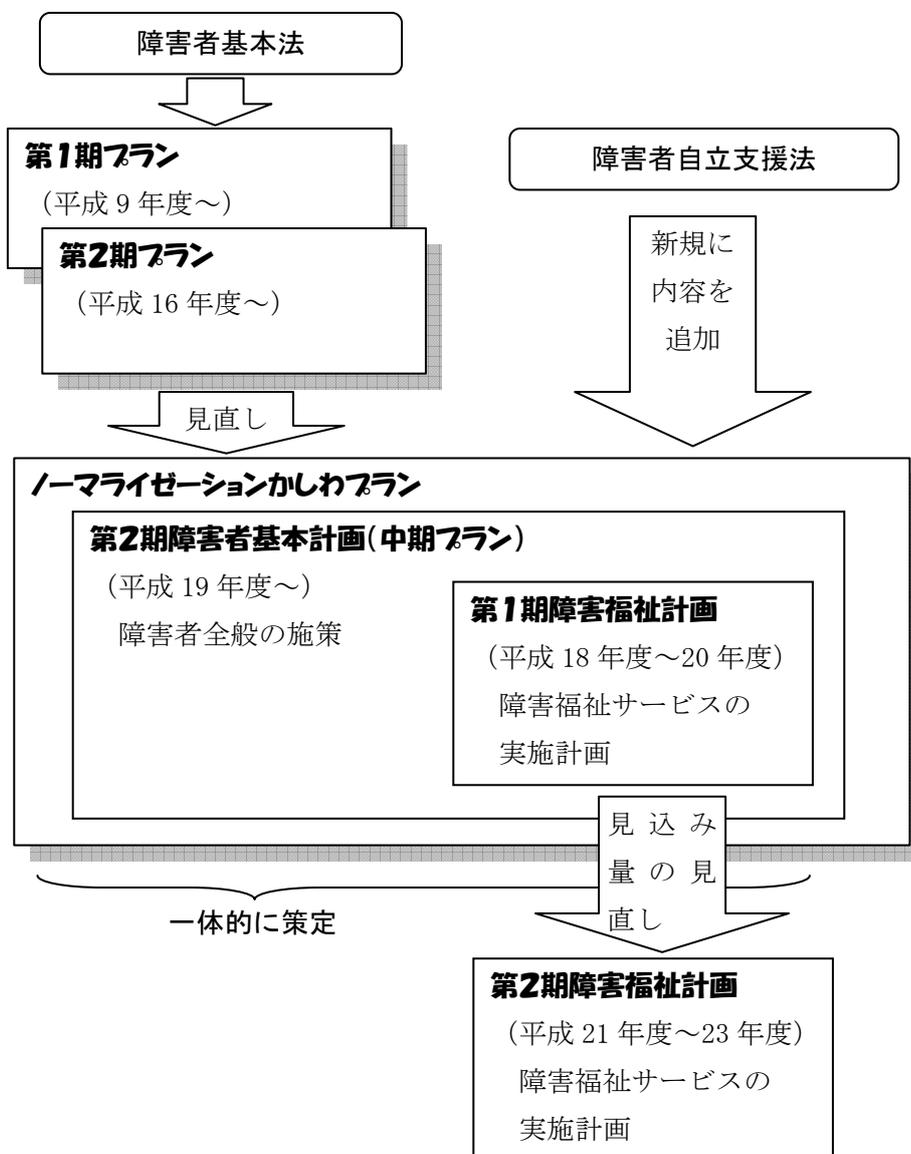
I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
II. 基本理念と目標	3
1. 基本理念.....	3
2. 基本目標.....	3
3. 計画策定の視点.....	4
4. 施策の体系.....	4
III. 障害福祉サービスの目標	7
1. 障害者自立支援法のポイント.....	7
2. 障害者自立支援法に基づくサービスの内容.....	8
3. 数値目標.....	9
4. 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み.....	13
5. 利用者負担と負担軽減策.....	30

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

柏市では、『ノーマライゼーションかしわプラン』第2期計画（中期プラン）にもとづき、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の理念のもと、障害者が暮らしやすい環境づくりのための施策を展開してきました。

障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務付けており、柏市では第2期プランの見直しにあわせ、第1期障害福祉計画を一体的に策定しましたが、このほど第1期障害福祉計画に相当する部分を見直し、第2期障害福祉計画として策定しました。



Ⅱ. 基本理念と目標

1. 基本理念

基本理念は、次のとおりとします。

「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

【基本理念の考え方】

基本理念の「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」のうち、「みんなでつくる」は主として協働と当事者参画を指し示し、「みんなで暮らせる」は自己決定と自己選択による自立した地域生活の実現、バリアフリー社会の整備という柏市のあり方を表現したものとなっています。

2. 基本目標

基本理念を踏まえ、基本目標を次のとおり設定します。

「権利としての地域生活の実現」

一人ひとりの尊厳が保障され、障害者自らが住む場所やサービスを選択し、権利として自立と社会参加が可能となる地域生活の実現をめざします。

「バリアフリー社会の整備」

情報面、物理面、制度面、心理面など、さまざまなバリア（障壁）を取り除くとともに、あらゆる分野において誰にとっても使いやすい環境（ユニバーサルデザイン）をめざします。また、障害福祉に従事する人だけでなく、市民一人ひとりが身近な支援者となるまちをめざします。

「協働と当事者参画による推進」

当事者を含む市民、NPO 団体、民間事業者、地域活動団体などと行政が協働で、障害者施策を進めていくまちをめざします。

3. 計画策定の視点

障害者自立支援法の理念を踏まえ、計画の策定の視点として次の 3 つを定めま
す。

●自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害者自らが居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス等を受け、自立と社会参加が実現できるサービス提供基盤を整備します。

●三障害の制度の一元化

従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、誰もが利用しやすい環境を整えます。特に、サービスが十分でなかった精神障害者などに対するサービスの充実を図ります。

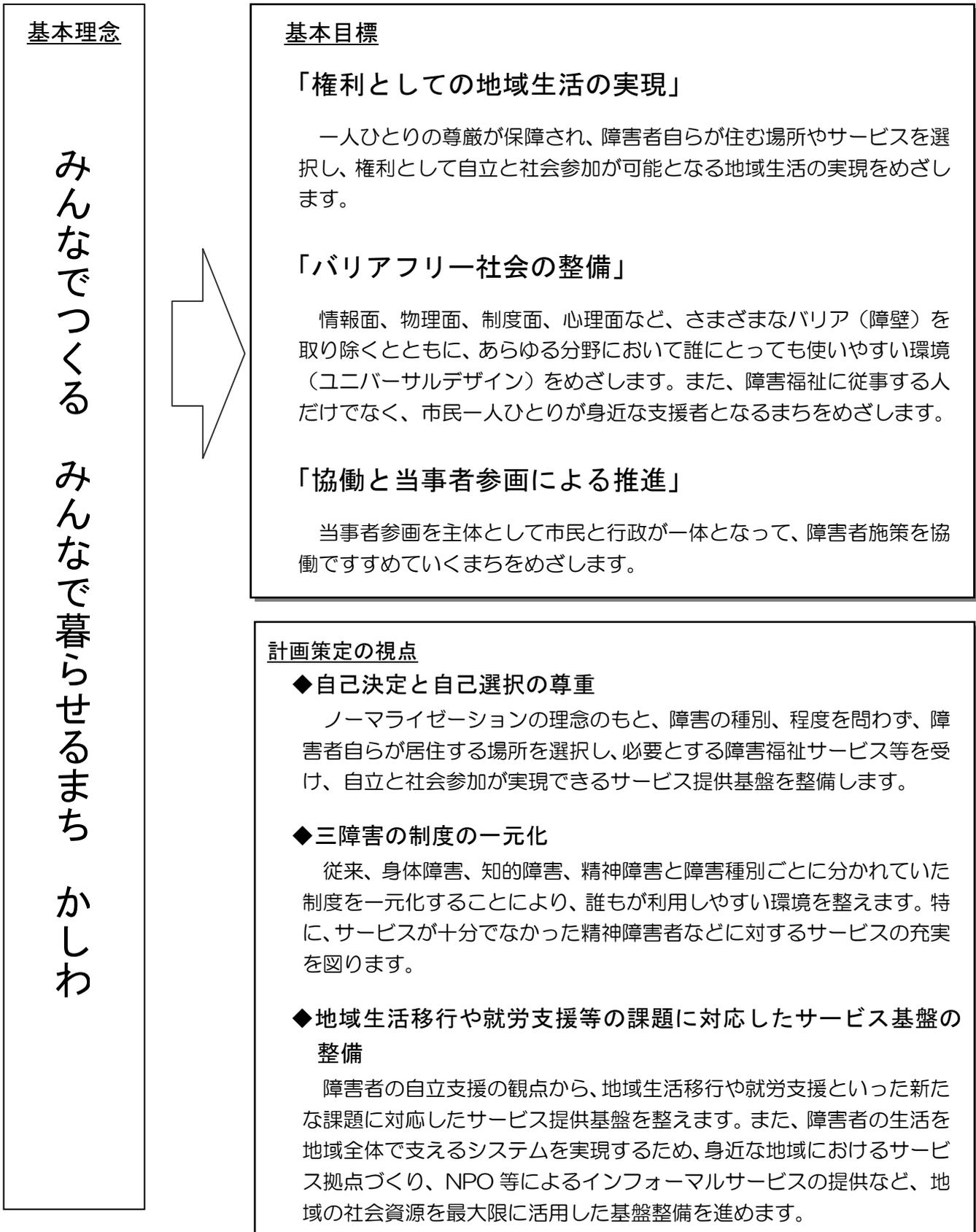
●地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えます。また、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を進めます。

4. 施策の体系

基本理念、基本目標、策定の視点を踏まえ、7つの施策を展開します。施策体系図を示すと次頁のとおりです。

■施策体系図



施策の展開

1 福祉意識の醸成と支えあいの環境づくり

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) 協働による福祉活動の充実

2 情報提供・相談、権利擁護体制の構築

- (1) 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- (2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- (3) 権利擁護体制の構築

3 暮らしを支えるサービスの充実

- (1) 日常生活の支援
- (2) 居住の場の確保
- (3) 経済的支援の充実

4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくり

- (1) 就労の支援
- (2) 生涯学習活動の充実

5 子どもの成長支援

- (1) 保健・療育等の充実
- (2) 学齢期への支援（含む学校教育）

6 健康・医療体制の充実

- (1) 健康管理、リハビリ等の支援
- (2) 医療ケア体制の充実
- (3) 精神保健の充実

7 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくり
- (2) 安全対策（防災、防犯等）

● 推進体制の整備 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会
等による計画の進行管理と外部評価の実施等

Ⅲ. 障害福祉サービスの目標

本項は、障害者自立支援法に基づき実施する障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。

自立支援法では、障害福祉計画の計画期間が定められており、第1期計画が平成18年度～20年度、第2期計画が平成21年度～23年度となっています。第1期計画では障害者基本計画と一体的に策定しましたが、障害福祉サービスの目標について見直しを行い第2期計画として策定しました。

1. 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントをまとめると以下のとおりです。

●障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きくわけて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」となります。

●利用の手続きや基準の透明化、明確化

○障害程度区分の認定と支給

福祉サービスの個別の必要度を明らかにするために、障害程度区分(6段階)の認定が行われ、これにもとづき支給決定がされます。

○ケアマネジメントの制度化

計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されています。

●サービス量と所得に応じた利用者負担

○原則定率10%負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率1割負担となりました。また自立支援医療費も1割負担となりました。ただし、いずれも所得に応じた月額上限が設けられています。

○在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助するしくみであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は国が予算を補正してでも義務的に負担することとなっています。

2. 障害者自立支援法に基づくサービスの内容

障害者自立支援法によるサービスは大きくわけて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は法にもとづいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。

「自立支援給付」は、さらに「介護給付費」「訓練等給付費」「サービス利用計画作成費」「自立支援医療費」「補装具費」などに分けられます。



3. 数値目標

国は障害福祉サービスの基盤整備にあたり、以下の4つの「基本的考え方」と3つの「目標設定の考え方」を基本に、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、柏市においても国・県と同様の考え方で目標を設定します。

サービス見込み量等の点検については、サービス事業者等の協力を得ながら指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、目標の達成状況を確認します。その結果を踏まえ、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において評価を行います。あわせて、地域自立支援協議会からも意見をいただき、目標を達成するための方策を検討し取り組みます。

(1) 基本的考え方（国）

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障

3. グループホーム等の充実を図り施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

(2) 目標設定の考え方（国）

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす。これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（平成14年患者数調査で約7万人）が退院することをめざす。これにあわせて、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす。これにあわせて、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに福祉施設の利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末までに就労継続支援利用者のうち3割は就労継続支援（A型、雇成型）を利用することをめざす。

(3) 市の目標設定

①施設入所者の地域生活移行

本市の第1期計画の作成時点の入所施設利用者は305人でした。

平成23年度までに入所施設を退所し、地域生活に移行する人についての数値目標は、10%以上(31人)と見込みます。

なお、国・県と同様に、施設の新規利用者を3%、施設入所者の減少数は7%と見込みます。

	地域生活移行者数
国の指針	10%
千葉県目標	10%
本市目標	10%以上(31人)

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

国が平成14年度に実施した患者調査によれば、受入条件が整えば退院可能な精神科入院患者数が、全国に約6万9千人いるとされています。これを千葉県と本市の規模にあてはめ、平成23年度までに退院し、地域移行する方の数値目標を推計すると、次のとおりです。

	退院可能患者推計及び地域生活移行目標値
国の指針	約6万9千人
千葉県目標	約2,700人
本市目標	142人

③福祉施設から一般就労への移行

本市の福祉施設利用者の中で、第1期計画の作成時点に一般就労に移行した方は10名未満でした。平成23年度時点での数値目標は、次のとおりとします。

本市の第1期計画の作成時点の福祉施設利用者は562人でした。そのうち平成23年度までに就労移行支援を利用する方の数値目標は、20%以上(113人以上)と見込みます。

平成23年度時点で就労継続支援全体の利用者を192人と見込み、そのうちの30%(57人)が雇成型(A型)利用者とし、数値目標を設定します。

	一般就労 移行者	就労移行支援 利用者	雇成型利用者
国の指針	平成17年度の 4倍の数	福祉施設利用 者の2割以上	就労継続支援利用者のうち 3割は雇成型(23年度時点)
千葉県の目標	400人(平成17 年度約100人)	累計で1,770人 以上	23年度時点3割に近づける ため20年度で15%以上の事 業量を目標
本市の目標	36人	113人以上	57人

4. 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み

(1) 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みました。見込みにあたっては、平成20年10月時点でのサービス利用人数(量)を起点とし、国県が示すサービス目標の基準、新規対象者のサービス増加分などを勘案して設定しています。

①訪問系の見込み量

●居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

〔事業概要〕

居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対し、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する方が、行動する際に生じ得る危険(自傷、異食、徘徊等)を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、「サービス利用計画」に基づいて、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における介護など、複数のサービスを包括的に提供します。

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
訪問系 合計	時間分/月	5,114	5,206	6,115	9,270	11,020	12,260
	実人/月	219	226	259	281	306	320
居宅介護	時間分/月	3,347	3,410	4,450	5,460	6,180	6,600
	実人/月	209	216	248	260	278	287
重度訪問 介護	時間分/月	1,742	1,761	1,638	3,750	4,750	5,250
	実人/月	8	7	8	15	19	21
行動援護	時間分/月	25	35	27	60	90	110
	実人/月	2	3	3	6	9	11
重度障害者 等包括支援	時間分/月	0	0	0	0	0	300
	実人/月	0	0	0	0	0	1

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービスについては、実人数では、平成21年度281人、22年度306人とし、23年度は第1期計画作成時点の見込み量の約11%の増加とし、320人を見込みます。そのため、現在サービスを提供している事業者には事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

②日中活動系の見込み量

日中活動系サービスについて、以下のとおり見込みます。なお、障害者自立支援法では、同一施設において、複数の日中活動の場を提供する多機能型が認められているため、施設は利用者の状況に応じたサービス展開が可能となります。そのため、多機能型の方向性も含め、事業移行を支援していきます。

●生活介護

【事業概要】

生活介護	常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間に障害者入所支援施設などで行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
------	---

【見込み量】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	延人日/月	730	2,073	3,078	5,390	8,690	11,990
	実人/月	43	106	158	245	395	545

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

実人数では、平成21年度245人、22年度395人とし、23年度は第1期計画作成時点の見込み量の約23%の増加とし、545人を見込みます。各施設は平成23年度末までに新体系に移ることが義務付けられていることから、施設の意向を尊重しつつ、新体系への移行を支援するなかで、生活介護サービスの量的確保を図ります。

●自立訓練（機能訓練、生活訓練）

〔事業概要〕

自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練等を実施します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	延人日/月	0	0	20	66	88	132
	実人/月	0	0	1	3	4	6
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	20	36	309	594	924	1,364
	実人/月	1	2	17	27	42	62

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

〔見込み量確保のための方策〕

機能訓練は実人数で、平成20年度は1人の利用がありました。平成21年度は3人、22年度は4人、23年度は6人と、第1期計画作成時点の見込み量よりもやや多く見込みます。対象が少ないため、広域的な連携のもとにサービス提供事業者を確保します。

生活訓練は実人数で、平成20年度は17人の利用がありました。平成21年度は27人、22年度は42人、23年度は62人を見込みます。知的障害者の入所施設への働きかけにより実施施設の確保を図ります。

●就労移行支援

〔事業概要〕

就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・起業を希望する65歳未満の障害者に対し、一定期間（2年間）にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
--------	---

【見込み量】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	延人日/月	67	231	385	1,276	1,936	2,684
	実人/月	5	18	28	58	88	122

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

就労移行支援は実人数で、平成20年度は28人の利用がありました。平成21年度は58人、22年度は88人、23年度は第1期計画作成時点の見込み量と同じ122人を見込みます。知的障害者や精神障害者の授産施設への働きかけにより、実施施設の確保を図ります。

さらに、就労移行支援事業から就労に結びつくように、ジョブコーチ派遣事業など就労支援策にも力を入れていきます。

●就労継続支援

【事業概要】

就労継続支援（A型）	①就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・養護学校の卒業後就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。
就労継続支援（B型）	①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方、③以上に該当しないが50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

【見込み量】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援（A型）	延人日/月	0	0	0	110	220	660
	実人/月	0	0	0	5	10	30
就労継続支援（B型）	延人日/月	31	276	513	1,364	2,024	2,970
	実人/月	2	21	32	62	92	135

平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

A型は実人数で、平成20年度の利用はありませんでしたが、平成21年度は5人、22年度は10人、23年度は30人を見込みます。

B型は実人数で、平成20年度は32人の利用がありました。平成21年度は62人、22年度は92人、23年度は第1期計画作成時点の見込み量と同じ135人を見込みます。

知的障害者と精神障害者の利用が多いものと見込むため、更生施設や授産施設などに事業の実施の働きかけを行います。

●療養介護

【事業概要】

療養介護	医療を要する障害者で常時介護を必要とする方に対し、主として昼間に、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。 また、医療に限ってそれに要した費用については療養介護医療費を支給します。
------	--

【見込み量】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	延人日/月	30	30	30	30	90	120
	実人/月	1	1	1	1	3	4

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

療養介護は実人数で、平成21年度は1人、22年度は3人、23年度は4人を見込みます。医療的なケアが必要であるため、近隣自治体などと連携を図り、対応可能な施設への働きかけを行います。

●児童デイサービス

【事業概要】

児童デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育の必要が認められる児童が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を受けます。
----------	--

【見込み量】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	延人日/月	487	512	551	580	600	620
	実人/月	104	109	124	145	150	155

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

【見込み量確保のための方策】

児童デイサービスは療育的な事業が中心となり、従来の児童デイサービスのうち、放課後対策やレスパイトに関するサービスは、地域生活支援事業の日中一時支援事業において行います。平成21年度は145人、22年度は150人、23年度は第1期計画作成時点の見込み量の約3.4倍増の155人を見込みます。

●短期入所（ショートステイ）

【事業概要】

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	延人日/月	479	488	590	750	900	1,050
	実人/月	38	44	59	75	90	105

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

〔見込み量〕

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、障害者支援施設などへ短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等を提供します。
---------------	---

〔見込み量確保のための方策〕

短期入所は実人数で、平成21年度は75人、22年度は90人、23年度は第1期計画作成時点の見込み量の約42%増の105人を見込みます。

そのため、既存施設でのサービス拡充や近隣自治体との連携により利用量の確保を図ります。長期的には、入所支援施設の整備を要請していくなかで、あわせて短期入所サービスの確保も目指します。

③居住系の見込み量

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）など居住支援の場を確保していけるよう関係事業者に働きかけを行います。

●施設入所支援

〔事業概要〕

施設入所支援（夜間ケア等）	障害者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場の提供と入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援を行います。
---------------	---

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	実人/月	7	91	103	135	205	280

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

〔見込み量確保のための方策〕

施設入所支援は実人数で、平成20年度は103人でした。21年度は135人、22年度は205人、23年度は280人を見込みます。

施設入所支援については、入所者の地域移行による減少を見込む一方で、旧体系の入所施設が順次移行することから、段階的に増加ものと見込みます。長期的には入所支援施設（旧法における身体障害者療護施設）の新規整備を目指します。

■旧体系サービスの見込み量

障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス（日中活動系サービス、居住系サービス）について、経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年度までに新体系に移行します。柏市では、旧体系のサービス量を次のとおり見込みます。

【見込み量】

		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中活動系	旧入所サービス分	人日/月	4,368	2,587	2,484	2,376	1,188	0
		実人/月	209	125	120	108	54	0
	旧通所サービス分	人日/月	4,699	4,823	4,805	3,630	1,760	0
		実人/月	225	247	242	165	80	0
居住系	旧入所サービス分	人日/月	6,522	3,951	3,823	3,470	1,885	0
		実人/月	225	135	130	118	64	0

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

●共同生活介護、共同生活援助

【事業概要】

共同生活介護（ケアホーム）	平日の日中は外部の日中活動を利用している介護が必要な知的障害者・精神障害者に対し、共同生活の場において、主に夜間、入浴・排せつ・食事の世話その他の介護を行います。
共同生活援助（グループホーム）	介護は必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者・精神障害者に対し、共同生活の場において、食事提供その他の日常生活上の援助を行います。

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 共同生活援助	実人/月	31	33	55	70	100	140

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

〔見込み量確保のための方策〕

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）は、地域生活を営む上で大きな役割を担うため、利用者見込みも、平成21年度は70人、22年度は100人、23年度は140人を見込みます。家賃補助を行うこと等で、整備の促進、利用の促進を図ります。

④相談支援の見込み量

施設から地域への移行見込み人数や、一定以上のサービスを組み合わせて利用する人数の見込み量等を踏まえ、相談支援（サービス利用計画の作成）を以下のとおり見込みます。

●相談支援

〔事業概要〕

相談支援（サービス利用計画の作成）	支給決定を受けた利用者で、一定上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、入院・入所から地域生活へ移行する人に対し、計画的なプログラムの作成を行います。（施設入所支援を除きます。）
-------------------	---

〔見込み量〕

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	実人/月	0	0	1	32	54	72

※平成18～20年度は、サービス利用実績。

〔見込み量確保のための方策〕

相談支援は実人数で、平成20年度は1人でした。21年度は32人、22年度は54人、23年度は第1期計画作成時点の見込み量と同じ72人を見込みます。包括的なケアマネジメントと質の高い利用計画の作成が行えるよう、総合相談窓口の機能を担う市と、地域に密着して相談を担う相談事業者を中心としながら、相談支援事業者の育成と確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業の見込み

①見込み量の考え方

地域生活支援事業のほとんどの事業は、現在実施している事業を引き継いで行う事業のため、サービスの利用に支障のないよう、サービスの質の向上と必要量の確保を図ります。

以下、大きく変更のあるサービスについての方策は以下のとおりです。

- 相談支援事業は、市の相談窓口で引き続き行います。これと併せて、専門的職員を配置し地域に根ざした相談を行う市町村相談支援機能強化事業を実施します。平成23年度は6カ所を設置できるよう事業者の確保を図ります。なお、この相談窓口において、住居入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業も併せて行います。
- 地域活動支援センターは、小規模作業所からの移行が中心になるものと見込みます。そのため、条件が揃った施設から順次移行できるよう、移行にあたっての助言・支援等を行います。また、施設の不足分を補っている地域活動支援センターへの運営費補助や家賃補助を行い、量的な確保を図ります。

②相談支援事業の見込み量

【事業概要】

市町村相談支援事業	総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。また、(仮称)総合的保健医療福祉施設の整備方針を検討する際には、総合相談機能の設置を検討します。
市町村相談支援機能強化事業	市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、たんぼセンター(旧法：精神障害者地域生活支援センター)、生活支援ワーカー(旧法：知的障害者生活支援事業)へ相談事業を委託します。 なお、中核市に移行すると「障害者等療育支援事業」も市の事業として位置づけられるため、中核市への移行前と移行後の2段階での相談体制の構築を検討していきます。
住宅入所等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居の際の物件あっせんや入居契約手続き、相談・連絡・調整等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。支援にあたっては、成年後見制度等の申し立てに要する諸経費の助成を行います。

【見込み量】

事業名	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	実施結果 (箇所)	実施結果 (箇所)	実施結果 (箇所)	実施見込み (箇所)	実施見込み (箇所)	実施見込み (箇所)
相談支援事業等						
障害者相談支援事業	1	1	1	1	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1
障害児等療育支援事業			5	5	5	5
市町村相談支援機能強化事業	2	2	2	2	4	6
住宅入居等支援事業	2	2	2	2	4	6
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	2	4	6

※平成18～20年度は事業実績。

③コミュニケーション支援事業の見込み量

【事業概要】

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置を行います。
---------------	---

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果 (実人/月)	利用結果 (実人/月)	利用結果 (実人/月)	利用見込み (実人/月)	利用見込み (実人/月)	利用見込み (実人/月)
	実施結果 箇所数	実施結果 箇所数	実施結果 箇所数	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数
コミュニケーション支援事業	124	152	163	168	173	178
	1	1	1	1	1	1

※平成18～20年度は事業実績。

④日常生活用具の見込み量

【事業概要】

日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを購入する際に、その費用の一部又は全部を助成します。
日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助具）	日常生活を営む上で著しく支障のある障害者が、住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の一部又は全部を助成します。

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	給付等結果 (件/年)	給付等結果 (件/年)	給付等結果 (件/年)	給付等見込み (件/年)	給付等見込み (件/年)	給付等見込み (件/年)
介護・訓練支援用具	30	14	10	15	15	15
自立生活支援用具	39	50	40	50	50	50
在宅療養等支援用具	36	39	34	40	40	40
情報・意思疎通支援用具	69	47	82	50	50	50
排泄管理支援用具	397	416	437	459	482	506
住宅改修費	10	7	4	7	7	7

※平成18～20年度は事業実績。

⑤移動支援事業の見込み量

【事業概要】

外出介護（移動支援事業）	野外での移動が困難な障害者等について、社会生活上、必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
--------------	--

【見込み量】

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実施結果 （箇所）	利用結果 （実人/月）	実施結果 （箇所）	利用結果 （実人/月）	実施結果 （箇所）	利用結果 （実人/月）	実施見込 （箇所）	利用見込 （実人/月）	実施見込 （箇所）	利用見込 （実人/月）	実施見込 （箇所）	利用見込 （実人/月）
	延利用 （時間/月）		延利用 （時間/月）		延利用 （時間/月）		延利用見込 （時間/月）		延利用見込 （時間/月）		延利用見込 （時間/月）	
移動支援事業	23	146	34	164	37	199	39	234	42	269	45	304
	2,163		2,546		3,065		3,510		4,035		4,560	

※平成18～20年度は事業実績。

⑥地域活動支援センター事業の見込み量

【事業概要】

地域活動支援センターの支援	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会を提供し、障害者の社会参加、交流促進等を図ります。
---------------	--

【見込み量】

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業	実施見込み （箇所）	4 柏市 4 他市 0	9 柏市 7 他市 2	19 柏市 16 他市 3	22 柏市 19 他市 3	25 柏市 21 他市 4	28 柏市 24 他市 4
	利用見込み （実人/月）	90 柏市 88 他市 2	156 柏市 154 他市 2	350 柏市 347 他市 3	375 柏市 372 他市 3	400 柏市 396 他市 4	425 柏市 421 他市 4
機能強化事業							
Ⅰ型	実施見込み （箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用見込み （実人/月）	20	20	20	20	20	20
Ⅱ型	実施見込み （箇所）	3	3	3	3	3	3
	利用見込み （実人/月）	45	45	45	45	45	45
Ⅲ型	実施見込み （箇所）	0	5	15	17	19	21
	利用見込み （実人/月）	0	75	225	255	285	315

※平成18～20年度は事業実績。

地域活動支援センターの概要						
基礎的事業…利用者に対し創作的活動，生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと。						
	Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅲ型	
機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職員(精神保健福祉士等)を配置し，医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整，地域住民ボランティアの育成，障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。 ●相談支援事業を併せて実施，又は委託を受けていることが要件。 		<ul style="list-style-type: none"> ●地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し，機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを実施すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ●小規模作業所の実績を概ね5年以上有し，安定的な運営が図られていること。 ●又は自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。 	
	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 1名以上 	2名以上常勤	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 1名以上 	1名以上常勤	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的事業 2名以上 うち1名専任 ●機能強化事業 —
利用者数	概ね20名以上 (実利用人員/日)		概ね15名以上 (実利用人員/日)		概ね10名以上 (実利用人員/日)	

⑦日中一時支援事業の見込み量

【事業概要】

日中一時支援事業	<p>日中に介護する者がいないことにより、放課後や長期休暇中の活動場所が必要な障害者等に対し、親の就労支援や家族の一時的な休息を目的として、日中における見守り等の支援を行います。</p> <p>また、平成18年9月まで身体、知的の成人デイサービスを実施していた事業所で、地域活動支援センターの基準を満たさない事業所に対しても経過措置として本事業により継続的にサービスが提供できるようにします。</p>
----------	--

【見込み量】

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	実施見込み(箇所)	10	17	23	26	28	30
	利用見込み(実人/月)	51	97	146	160	175	190

※平成18～20年度は事業実績。

⑧訪問入浴サービス事業

【事業概要】

訪問入浴サービス	入浴が困難な身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
----------	---------------------------------------

【見込み量】

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	実施見込み(箇所)	5	5	5	5	5	5
	利用見込み(実人/月)	24	22	24	25	26	28

※平成18～20年度は事業実績。

⑨更生訓練費支給事業

【事業概要】

更生訓練費	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設(旧法経過措置施設)に入所している方の社会復帰の促進を目的として、更生訓練費を支給します。
-------	---

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果(実人/月)	利用結果(実人/月)	利用結果(実人/月)	利用見込み(実人/月)	利用見込み(実人/月)	利用見込み(実人/月)
更生訓練費	8	27	46	65	84	219

※平成18～20年度は事業実績。

⑩知的障害者職親委託制度

【事業概要】

知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。
-------------	--

【見込み量】

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知的障害者職親委託制度	実施見込み(箇所)	2	2	2	2	2	2
	利用見込み(実人/月)	2	2	2	2	2	2

※平成18～20年度は事業実績。

⑪生活訓練等事業

【事業概要】

生活訓練等事業	生活訓練事業として実施してきたパソコン講座や健康講座、手話講座、点字講座、パソコン開放などを、今後も地域生活支援事業として継続実施します。なお、身体障害者福祉センター直営で行う事業と社協に委託する事業の2つの事業主体により実施します。
---------	---

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果(実人/年)	利用結果(実人/年)	利用結果(実人/年)	利用見込み(実人/年)	利用見込み(実人/年)	利用見込み(実人/年)
生活訓練等事業	166	174	191	191	191	191

※平成18～20年度は事業実績。

⑫スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【事業概要】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害者の体力増強、交流、余暇および障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
----------------------	--

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果(実人/年)	利用結果(実人/年)	利用結果(実人/年)	利用見込み(実人/年)	利用見込み(実人/年)	利用見込み(実人/年)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	17	7	20	20	20	20

※平成18～20年度は事業実績。

⑬点字・声の広報等発行事業

【事業概要】

点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳・音訳など、障害者にわかりやすい方法により、市の広報や社会生活上必要な情報を提供します。
--------------	---

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果 (実人/月)	利用結果 (実人/月)	利用結果 (実人/月)	利用見込み (実人/月)	利用見込み (実人/月)	利用見込み (実人/月)
点字・声の広報等発行事業	186	170	181	193	205	217

※平成18～20年度は事業実績。

⑭奉仕員養成・研修事業

【事業概要】

奉仕員養成・研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を開催します。
------------	---------------------------------------

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果 (実人/年)	利用結果 (実人/年)	利用結果 (実人/年)	利用見込み (実人/年)	利用見込み (実人/年)	利用見込み (実人/年)
奉仕員養成・研修事業	88	94	110	126	142	160

※平成18～20年度は事業実績。

⑮自動車運転免許取得・改造助成事業

【事業概要】

自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者の社会参加を促進するために、運転免許の取得や自動車改造に要した経費の一部を助成します。
------------------	--

【見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	利用結果 (実人/年)	利用結果 (実人/年)	利用結果 (実人/年)	利用見込み (実人/年)	利用見込み (実人/年)	利用見込み (実人/年)
自動車運転免許取得・改造助成事業	6	0	6	6	6	6

※平成18～20年度は事業実績。

5. 利用者負担と負担軽減策

(1) 制度上の負担軽減策

①定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されたとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されています。

②定率負担の負担軽減策

施行後3年間の経過措置として、収入や資産の少ない方のために、月額上限額をさらに下げる軽減措置が講じられています。

なお、これらの減免を行っても利用者負担をすると生活保護世帯に該当してしまうという場合には、生活保護に該当しなくなるまで月額負担上限の区分を引き下げ、食費等実費負担も引き下げています。

③食費・光熱費の軽減措置

原則自己負担となる食費・光熱費についても、所得に応じた軽減措置があります。

(2) 市の負担軽減策

- ・市が主体となって実施する地域生活支援事業を中心に、特に低所得者に対して重点的に負担軽減措置を実施しています。
- ・複数のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように負担軽減を図っています。
- ・児童福祉施設利用者に対する負担軽減を実施しています。

なお、利用者負担等に関して、法制度の改正が行われた場合には、本計画の内容が変わることがあります。

第2期柏市障害福祉計画

発行年月 平成21年3月

発行者 柏市

編集 柏市保健福祉部障害福祉課

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1111 (代)

Fax 04-7167-0294